

「鳴瀬川総合開発事業及び筒砂子ダム建設事業の
検証に係る検討について」に対する利害関係者の
回答について

(利害関係継続の意向等の確認と回答)

平成 25 年 7 月

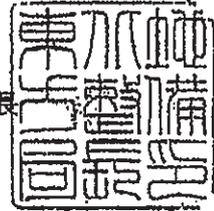
国土交通省 東北地方整備局
宮 城 県



国東整河計第35号
平成22年11月19日

宮城県知事 殿

東北地方整備局長



鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討について

日頃より国土交通行政に関して御協力いただき感謝申し上げます。

国土交通省では、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるという考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言することを目的として、平成21年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討を進めております。

今般、有識者会議より個別ダムの検証に当たっての共通的な考え方等をまとめた「中間とりまとめ」が作成され、平成22年9月27日に国土交通大臣へ手交され、この提言を踏まえ国土交通大臣より、鳴瀬川総合開発事業について個別ダムの検証に係る検討に着手するよう当地方整備局へ指示がありました。

つきましては、鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討を進めるに当たり必要となる利水計画について把握をいたしたく、下記のとおり要請をいたしますので、御回答下さいますようお願いいたします。

記

1. 要請事項

下記の6項目について御回答下さいますようお願いいたします。

- 1) 鳴瀬川総合開発事業に対する利水参画予定者の意向
- 2) 1) で利水参画する意向を示していただいた場合、利水参画予定者において水需給計画の点検・確認を行った上で、必要となる開発水量
- 3) 2) で回答いただいた必要となる開発水量の算出に係る説明資料等の提供
- 4) 2) で回答いただいた必要となる開発水量に対し、鳴瀬川総合開発事業に依存しない代替案が考えられないか、利水参画予定者が検討することの可否
- 5) 4) に示した代替案検討が可能な場合は、検討に必要な期間
- 6) 4) に示した代替案検討が困難な場合は、その理由等

2. 回答期限 平成22年12月20日

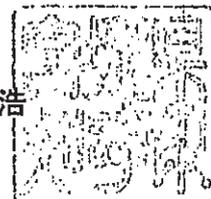
3. 本件担当 東北地方整備局 河川部 水災害予報企画官 山本 晶
電話022-225-2171 (内線3521)



食と暮 第494号
平成22年12月20日

東北地方整備局長 殿
(河川部扱い)

宮城県知事 村井 嘉浩



鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討について(回答)

平成22年11月19日付け国東整河計第35号で照会のありましたこのことについては、別紙写しのとおりです。

担当:環境生活部
食と暮らしの安全推進課

TEL
FAX
e-mail





食と暮 第471号
平成22年12月8日

加美町長 殿
(上下水道課扱い)

宮城県環境生活部長



鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討について(照会)

このことについて、別紙写しのおり東北地方整備局長から照会がありましたので、御多忙のところ恐縮ですが、平成22年12月17日(金)までに、当部食と暮らしの安全推進課あて御回答願います。
なお、回答に当たっては貴町水道事業における将来の水需要の予測等を十分に検証願います。

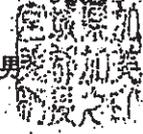
担当:食と暮らしの安全推進課
環境水道班



加上下第 445号
平成22年12月16日

宮城県環境生活部長 殿

加美町長 佐藤 澄男



鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討について (回答)

平成22年12月8付け食と暮第471号で照会がありました標記の件について、下記のとおり要請事項について回答いたしますのでよろしくお願ひします。

記

1. 要請事項

- 1) 鳴瀬川総合開発事業に対する利水参画予定者の意向

加美町として鳴瀬川総合開発(田川ダム)の利水事業への参画を取り止めます。

担当：上下水道課	■■■■
TEL：	■■■■
FAX：	■■■■

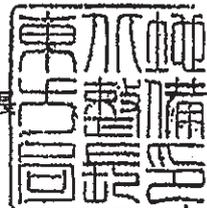




国東整河計第35号
平成22年11月19日

東北農政局長 殿

東北地方整備局長



鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討について

日頃より国土交通行政に関して御協力いただき感謝申し上げます。

国土交通省では、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるという考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言することを目的として、平成21年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討を進めております。

今般、有識者会議より個別ダムの検証に当たっての共通的な考え方等をまとめた「中間とりまとめ」が作成され、平成22年9月27日に国土交通大臣へ手交され、この提言を踏まえ国土交通大臣より、鳴瀬川総合開発事業について個別ダムの検証に係る検討に着手するよう当地方整備局へ指示がありました。

つきましては、鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討を進めるに当たり必要となる利水計画について把握をいたしたく、下記のとおり要請をいたしますので、御回答下さいますようお願いいたします。

記

1. 要請事項

下記の6項目について御回答下さいますようお願いいたします。

- 1) 鳴瀬川総合開発事業に対する利水参画予定の意向
- 2) 1) で利水参画する意向を示していただいた場合、貴職において水需給計画の点検・確認を行った上で、必要となる開発水量
- 3) 2) で回答いただいた必要となる開発水量の算出に係る説明資料等の提供
- 4) 2) で回答いただいた必要となる開発水量に対し、鳴瀬川総合開発事業に依存しない代替案が考えられないか、検討することの可否
- 5) 4) に示した代替案検討が可能な場合は、検討に必要な期間
- 6) 4) に示した代替案検討が困難な場合は、その理由等

2. 回答期限 平成22年12月20日

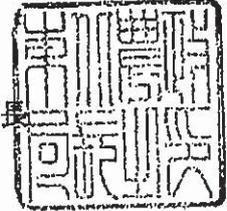
3. 本件担当 東北地方整備局 河川部 水災害予報企画官 山本 晶
電話022-225-2171 (内線3521)



22北整第961号(設)
平成22年12月20日

東北地方整備局長 殿

東北農政局長



鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討について(回答)

平成22年11月19日付け国東整河計第35号で要請のありました
標記の件について、別紙のとおり回答致します。

(別紙)

1. 鳴瀬川総合開発事業に対する利水参画予定の意向

国営鳴瀬川土地改良事業は、鳴瀬川総合開発事業の開発水量を水源の一部とすることで進めていたが、双方の実施時期が相違することから、国営土地改良事業では不足する水源の一部を地区内反復によりやむを得ず対応することで平成3年度に事業を着手し、鳴瀬川総合開発事業が実施に移行する段階で水源転換を図ることとしていたものである。

また、国営鳴瀬川地区の水利使用については、平成9年8月18日に同意された水利権で鳴瀬川総合開発事業を水源に含めた全体利水計画を示しており、地元の強い要望を受け、鳴瀬川総合開発事業の基本計画が策定されるまでの間は、国営鳴瀬川地区水利用実証調査用水として暫定的な豊水利権の同意(平成20年2月20日)を得たところであるが、安定的な水源としては確保されていない状況である。

このような背景から、国営鳴瀬川地区の受益者は、鳴瀬川総合開発事業の建設促進についての強い要望があるため、国営鳴瀬川地区の安定した利水を実現するためには、鳴瀬川総合開発事業による水源確保が必要である。

なお、鳴瀬川総合開発事業については、事業規模や事業費及び実施時期等が示されていないため、当該事業に参画する形態(対応する事業や事業主体及び、県・受益者負担等)については、鳴瀬川総合開発事業が実施に移行する段階において、関係機関と合意形成を図り決定していく必要がある。

2. 必要となる開発水量

特定かんがい 対象取水施設	計画面積 (ha)	最大取水量 (m ³ /s)			年間総取水量 (千m ³)
		代かき期	普通期	非かんがい期	
寒風沢堰	14.2	0.051	0.039	0.012	584
二ツ石堰	290.2	0.991	0.738	0.142	9,379
川久保堰	18.5	0.062	0.045	0.021	826
落合堰	12.4	0.045	0.033	0.000	303
谷地森頭首工	218.7	0.849	0.649	0.135	8,596
館浦齊田揚水機	51.0	0.190	0.145	-	1,306
南谷地揚水機	155.5	0.513	0.381	-	3,368
鳴瀬川下流頭首工(右岸)	1,001.9	3.390	2.146	0.599	31,642
鳴瀬川下流頭首工(左岸)	2,567.8	9.273	5.238	1.033	70,179
合計	4,330.2	15.364	9.414	1.942	126,183

出展：鳴瀬川水系鳴瀬川等における水利使用に関する河川法第23条、第24条、第26条第1項及び第55条第1項に係る第95条協議(変更)参考図書
「鳴瀬川農業水利事業 全体利水計画」平成19年3月

3. 必要となる開発水量の算出に係る説明資料等

別添のとおり

4. 必要となる開発水量に対し、鳴瀬川総合開発事業に依存しない代替案が考えられないか、検討することの可否

否

5. 代替案検討が可能な場合は、検討に必要な期間

該当なし

6. 代替案検討が困難な場合は、その理由等

国営鳴瀬川土地改良事業は、平成21年度ですべての工事を完了しており、代替案の検討は困難である。



河 第 330 号
平成22年11月19日

農林水産部長 殿

土 木 部



筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討について（照会）

このことについて、筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、必要となる利水計画を把握したく、下記について平成22年12月20日までに回答願います。

記

1. 筒砂子ダム建設事業に対する利水参画予定の意向
2. 1. で利水参画する意向がある場合、貴職において水需要計画の点検・確認を行った上で、必要となる開発水量
3. 2. の回答で必要となる開発水量の算出に係る説明資料等の提供
4. 2. の回答で必要となる開発水量に対し、筒砂子ダム建設事業に依存しない代替案が考えられないか、検討することの可否
5. 4. に示した代替案が可能な場合は、検討に必要な期間
6. 4. に示した代替案が困難な場合は、その理由等

担当：河川課 ダム整備班
石垣・千葉
内線：3182



農 村 第 4 4 5 号
平成22年12月20日

土木部長 殿

農林水産部長



筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討について（回答）

平成22年11月19日付け河第330号で照会のあったこのことについては、別紙
のとおりです。

担当：農林水産部農村振興課
広域水利調整班

(別紙)

1 筒砂子ダム建設事業に対する利水参画予定の意向

○下記のことから利水参画予定の意向は「有」である。

- ・ 国営鳴瀬川土地改良事業及び鳴瀬川地区の水利使用において、筒砂子ダムに水源の一部を依存する計画となっているため、筒砂子ダム建設事業による水源確保は必要である。
- ・ 平成元年12月6日付けで宮城県知事（河川管理者）と宮城県知事（土地改良財産予定管理者）が「鳴瀬川総合開発事業筒砂子ダム建設工事に関する基本協定書」を既に締結している。

2 1で利水参画する意向がある場合、貴職において水需要計画の点検・確認を行ったうえで、必要となる開発水量

特定かんがい 対象取水施設	計画面積 (ha)	最大取水量 (m ³ /s)		
		代かき期	普通期	非かんがい期
開墾堰	64.1	0.265	0.204	-
原堰	664.8	2.951	2.250	0.250
輝堰	262.8	0.977	0.742	0.116
八ヶ村堰	227.5	0.971	0.758	0.096
足水堰	275.8	1.205	0.945	0.113
照井堰	8.1	0.036	0.029	-
掃止堰	220.0	0.991	0.779	0.118
入合堰	42.2	0.151	0.115	-
明神堰	140.1	0.512	0.388	0.056
合計	1,905.4	8.059	6.210	0.749

出展：鳴瀬川水系鳴瀬川等における水利使用に関する河川法第23条、第24条、第26条第1項及び第55条第1項に係る第95条協議（変更）参考図書
「鳴瀬川農業水利事業 全体利水計画」平成19年3月

3 2の回答で必要となる開発水量の算出に係る説明資料等の提供

○ 別添のとおり

4 2の回答で必要となる開発水量に対し、筒砂子ダム建設事業に依存しない代替案が考えられないか、検討することの可否

○ 否

5 4に示した代替案が可能な場合は、検討に必要な期間

○ 該当なし

6 4に示した代替案が困難な場合は、その理由等

○ 国営鳴瀬川土地改良事業は、平成21年度で全ての工事を完了しており、代替案の検討は困難である。